

次の国政選挙から、インターネットを使った選挙運動が、出来るようになります。

(注)公職選挙法改正法施行日(平成25年5月26日)以後初めて公示される国政選挙(衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙)の公示日以降に、公示・告示される国政選挙及び地方選挙について適用されます。

- ①有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動が可能となりますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
- ②候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動が可能になります。

(注)・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことです。

- ・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。
- ・未成年者等は選挙運動をすることができません。

有権者

このたびの選挙では、
〇〇さんを
当選させよう。



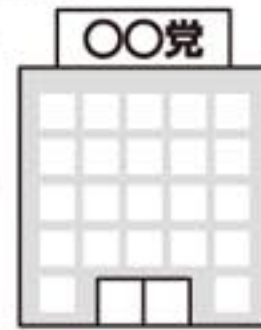
候補者

私に清き
一票を!



政党等

〇〇党へ
投票して
ください!



電子メール

△△花子<△△△@△△.ne.jp>

このたびの選挙では
是非〇〇さんを
当選させましょう。

**有権者が、電子メールで
選挙運動を行うことは禁止。**

ウェブサイト等

ホームページ・ブログ・SNS(ツイッター・フェイスブック等)
動画共有サービス・動画中継サイト等



△△ 花子 <△△△@△△.ne.jp>

このたびの選挙では
是非〇〇さんを
当選させましょう。



〇〇 太郎 <〇〇〇@〇〇.ne.jp>

私は、このたびの選挙に
出馬しました〇〇 太郎です。

清き一票を、お願いします。

※電子メールアドレス等の表示義務

(注)・電子メールアドレス等とは、電子メールその他のインターネット等を利用する方法により、その者に連絡する際に必要となる情報であり、具体的には、返信用フォームのURLやツイッターのユーザー名などが含まれます。

・電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)以外の通信方式を用いて、SNSのユーザー間でやり取りするメッセージ機能は、「ウェブサイト等」に含まれます。

電子メール

〇〇太郎<〇〇〇@〇〇.ne.jp>

私は、このたびの選挙に
出馬しました〇〇太郎です。
~~~~~。  
~~~~~。  
清き一票を、お願いします。

**※氏名、電子メールアドレス
等の表示義務**

※一定の記録の保存義務

自らアドレスを通知し、受信に同意した相手等送信先には一定の制限があります。



有権者

※本資料は概要であり、詳しくは総務省HPをご覧ください。 ネット選挙運動総務省 検索